

ランタマンサービスの対象として考慮される実質的な障害の領域(Area of Substantial Disability Considered for Eligibility for Lanterman Services)



オレンジ郡リージョナルセンターのサービスを受ける資格があるかどうかを考慮する際には、自閉症、脳性麻痺、てんかん、知的障害、または知的障害者と同様の治療が必要な状態であると診断されていることに加え、次の発達領域が評価されます。

実質的な障害は多様な専門分野のチームによる徹底的な臨床審査によって決定されます。特定された実質的な障害は、対象となる状態によって引き起こされ、複数の生活環境にわたって存在している必要があります。

- **セルフケア (Self-Care)** : 基本的なセルフケアスキルを習得し、行う能力に著しい制限があります。
- **受容言語と表現言語 (Receptive and Expressive Language)** : 言語的および/または非言語的コミュニケーションの理解および表現に著しい制限があり、結果として機能的な障害があります。受容言語と表現言語に障害がある必要があります。
- **学習 (Learning)** : 特別な介入があつたとしても、知識やスキルを習得し、新しい状況に適用する能力に実質的な障害がある必要があります。
- **運動 (Mobility)** : 自立歩行に著しい制限があります。運動とは、自動車を運転したり、公共交通機関を利用したりする能力のことではありません。
- **自己決定 (Self-Direction)** : 個人的、社会的な判断や決断をし、適用する能力に著しい障害があります。
- **自立生活能力(6歳以上) (Capacity for Independent Living)** : 年齢相応の自立した生活スキルを、他人の援助なく行うことができません。
- **経済的自立(18歳以上) (Economic Self-Sufficiency)** : 相当な支援なく、職業訓練に参加したり、雇用を獲得し維持できません。